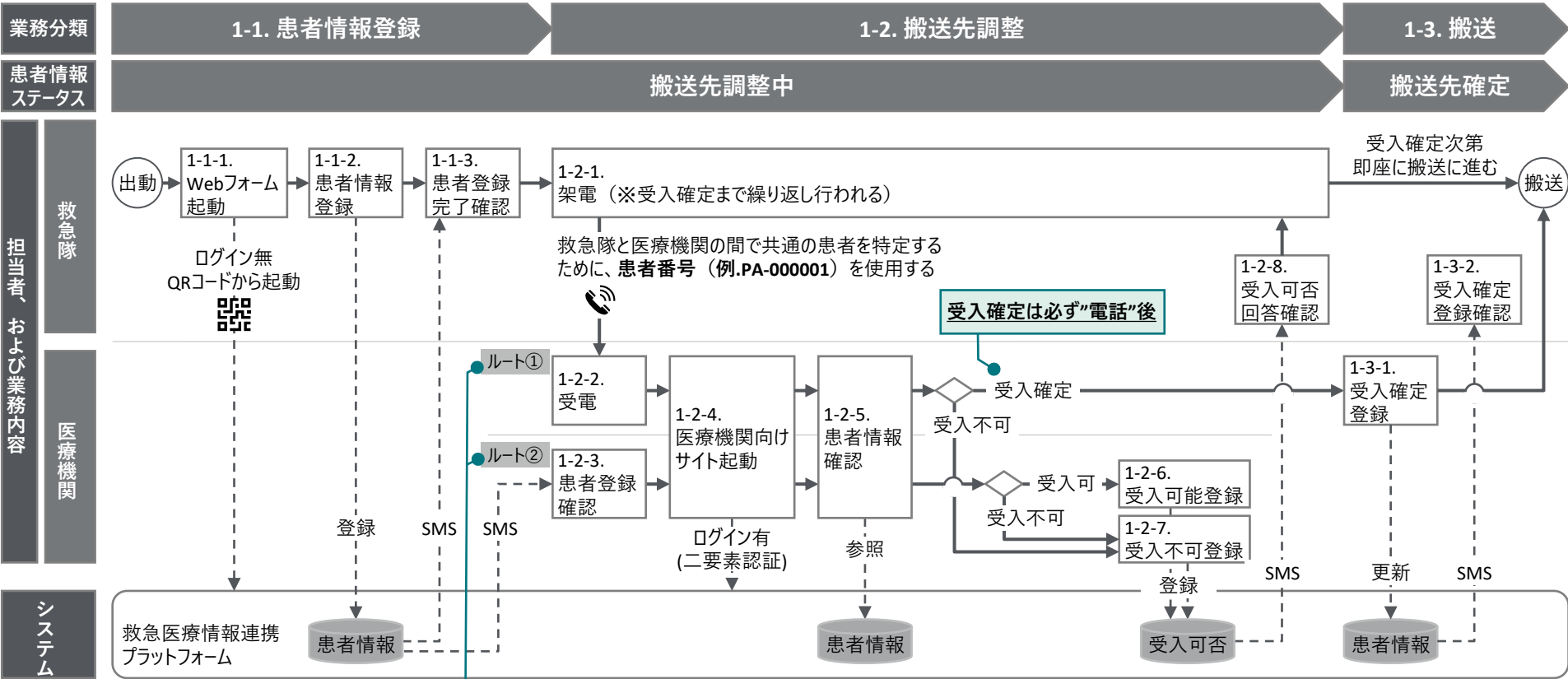


搬送調整業務の基本的な流れ



救急医療における搬送調整業務は、主に救急隊が搬送調整に必要な患者情報を登録する「患者情報登録」、救急隊と医療機関で登録した患者情報を共有した「搬送先調整」、および救急隊と医療機関の受入合意による患者の「搬送」までを行う。



業務フローのルート①とルート②の考え方

ルート①： 救急隊から医療機関に架電し、電話を通じて対象患者の受入確定（搬送先が確定した状態）をする

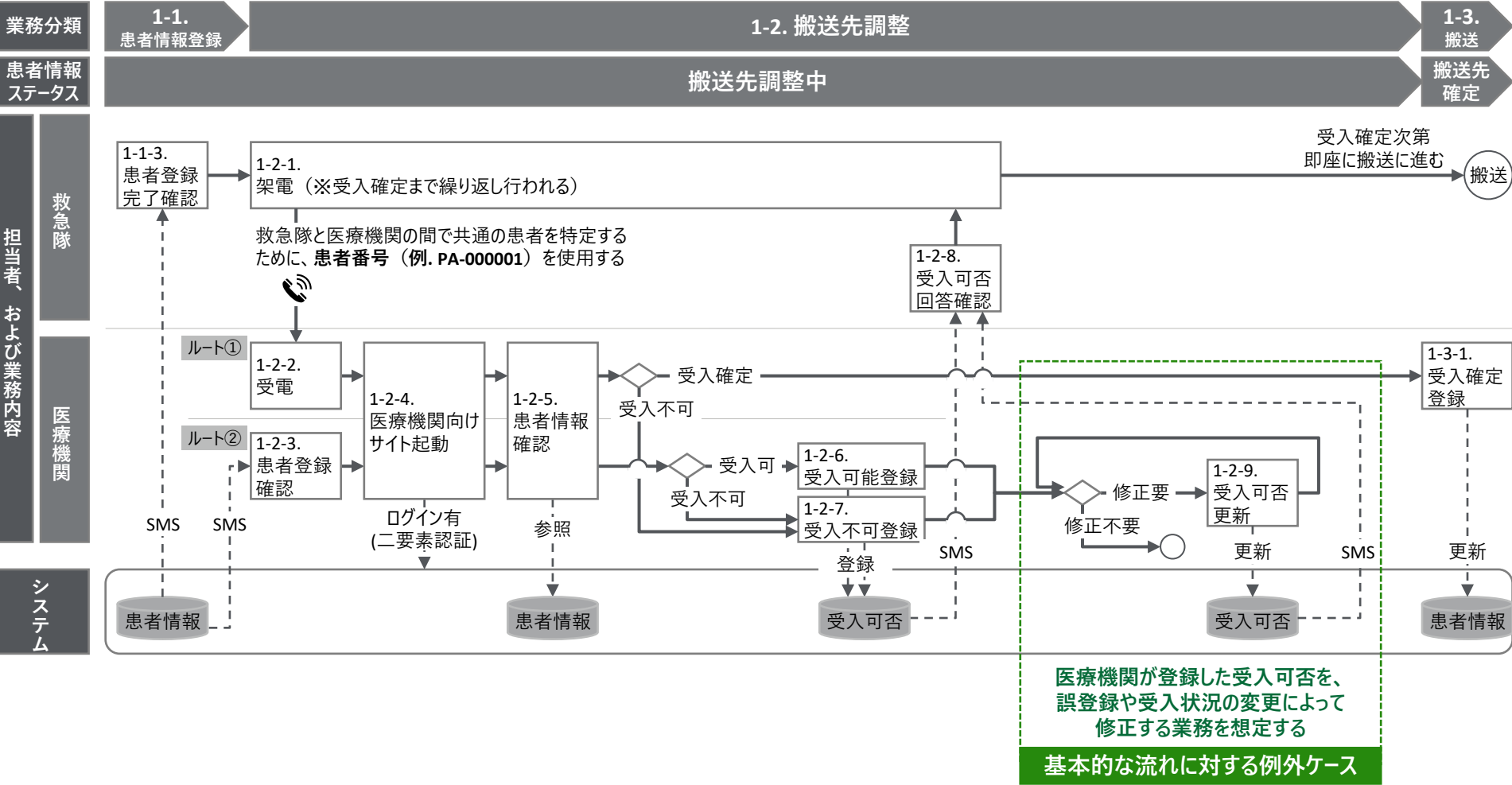
ルート②： 患者の登録を検知した医療機関が、自主的に対象患者の受入可否の回答（架電先の候補が挙がった状態）をする。救急隊は受入可の回答を受領したとき、回答した医療機関宛に架電し受入確定の調整をする（ルート①）

※ルート①を基本運用とする

「1-2. 搬送先調整」の例外ケース



搬送調整業務の基本的な流れにおいて、業務1-2. 搬送先調整で医療機関は受入可否を登録するが、誤登録や受入可否状況の状況によって受入可否を修正する。



「1-3. 搬送」の例外ケース



搬送調整業務の基本的な流れにおいて、業務1-3. 搬送で医療機関は受入確定を登録するが、誤登録であった場合に受入確定を取り下げる。取り下げを行った場合、患者情報のステータスは搬送先調整中に差し戻される。

